

# 鳥取縣公報

昭和二十五年十一月十五日  
外 水曜日

本書ノ大きサハ國定規格A五判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第五百六十八号

家畜改良増殖法第四條により、地方の臨時種畜検査を次のように施行するから申請書を提出しているものは、所定の衛生検査を終了の上最寄の検査場で受検せられたい。

昭和二十五年十一月十五日

鳥取縣 知事 西 尾 愛 治

一、検査の範囲 生後十二ヶ月以上の和種々雄牛

一、検査日割

検査場所	検査日時	出場区域
岩美郡浦富町浦富家畜市場	十二月五日 九時	岩美郡、鳥取市一円
氣高郡大正村古海同	同 六日 九時	氣高郡一円
氣高郡浜村町浜村同	同 十四時	同
日野郡日野上村三榮同	同 七日 十時	日野郡一円
同 根雨町根雨同	同 十四時	同

西伯郡余子村余子同	同	八日	九時
米子市勝田町米子同	同	九日	同
八頭郡船岡村船岡同	同	十日	九時
東伯郡浦安町金市同	同	十一日	九時
同 倉吉町倉吉同	同	十二日	九時

西伯郡、米子市一円  
八頭郡一円  
東伯郡一円

### 選舉管理委員會告示

#### ◇鳥取縣選舉管理委員會告示第七十三号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉における當選人にして公職選舉法第一百五條第一項の規定により當選証書を附与した者の住所、氏名は次の通りである。

昭和二十五年十一月十五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政幸

#### 鳥取縣教育委員會委員當選者

住 所	氏 名	附与年月日
鳥取縣八頭郡國中村 大字米岡五一〇番地	荻原 治郎	昭和二十五年 十一月十五日

#### ◇選舉管理委員會告示第七十四号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選舉権を有するもの、總数の五十分の一の数又は三分の一の数は次の通りである。

昭和二十五年十一月十五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政幸

鳥取縣において  
選舉権を有する  
もの、数の

五十分の一の数	六、九五四人
三分の一の数	一二五、八九〇人

鳥取縣東伯郡倉吉町 伊佐田甚藏 昭和二十五年  
大字湊町二八八番地ノ一 十一月十五日  
鳥取縣米子市加茂町 河合 弘道 昭和二十五年  
二丁目二四番地 十一月十三日

昭和二十五年十一月十五日印刷  
昭和二十五年十一月十五日発行

### 鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町